

パスポート申請における「ダウンロード申請書」の本格運用の開始について

滋賀県パスポートセンターでは、平成30年10月1日（月曜日）より、ダウンロード申請書*によるパスポートの申請を受け付けます。また、引き続き従来の手書き申請書での受付も可能です。ご自身の都合に合わせてお好きな方をお選びください。

なお、持参されたダウンロード申請書の状態によっては、従来の手書き申請書の書き直しをお願いする場合がございます。予めご了承ください。

※ダウンロード申請書とは

外務省のホームページの申請書ダウンロードサイトへアクセスし、所要項目（氏名、生年月日、本籍、現住所等）を入力することで申請書PDFを作成、印刷した上でご本人が署名する申請書のことです。

■受付開始日

滋賀県パスポートセンター：平成30年10月1日（月曜日）

米原出張窓口：平成30年10月2日（火曜日）

■使用方法

[外務省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。

■ご注意（必ずご確認ください。）

- ・ダウンロード申請書による受付は、平成30年10月から開始します。平成30年9月以前はダウンロード申請書による受付はできません。
- ・Web画面に入力後、印刷し署名されたダウンロード申請書を、必要書類とともに申請窓口まで提出してください。
- ・作成したデータをメール等でオンラインにより電子的に申請手続を行えるようにするものではありません。
- ・パスポートセンター窓口ではダウンロード申請書の印刷はできません。必ずご自身で印刷の上、窓口にお越しください。
- ・ダウンロード申請書はホッチキス等でとめず、折ったり汚したりしないようにご持参ください。また、写真は貼り付けずにお持ちください。
- ・拡大や縮小、余白の設定などの変更は行わずに必ず片面で印刷（裏面は白紙）してください。その他、印刷状況によっては受付できない場合があります。
- ・[外務省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)に掲載している注意事項等をご確認ください。